

議案第 25 号

米子市スポーツ推進委員の委嘱について

スポーツ基本法(平成 23 年法律第 78 号)第 32 条の規定により、米子市スポーツ推進委員を委嘱する。

令和 4 年 3 月 18 日

米子市教育委員会

- 1 委員の任期 令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで
- 2 委員候補者の氏名 香田 和彦(尚徳地区担当)

議案第26号

米子市社会教育委員の委嘱について

社会教育法（昭和24年法律207号）第15条の規定により、米子市社会教育委員を次のとおり委嘱する。

令和4年3月18日

米子市教育委員会

- 1 委員の任期 令和4年4月1日から令和6年3月31日まで
- 2 委員の氏名、所属等

区 分	氏 名	所 属 等	備 考
学校教育関係者	山本 美江	米子市小学校長会	新 任
社会教育関係者	小谷 幸久	米子市文化協議会	再 任
家庭教育の向上に資する活動を行う者	ト蔵 久子	家庭教育支援チーム	〃
学識経験者	足原 陽子	幼児教育等を専門とする者	〃
〃	今出 和史	子どもの体験活動をする者	〃
〃	星野 章作	子どもの体験活動をする者	〃
〃	大野 公寛	教育学を専門とする者	新 任

議案第 27 号

組織機構の改正に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則の制定について

組織機構の改正に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則をここに公布する。

令和 4 年 3 月 日

米子市教育委員会教育長 浦 林 実

米子市教育委員会規則第 号

組織機構の改正に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則

(米子市公職選挙法による個人演説会等の開催のための施設に関する規則の一部改正)

第1条 米子市公職選挙法による個人演説会等の開催のための施設に関する規則（平成17年米子市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後									改正前										
別表（第2条関係）									別表（第2条関係）										
施設名	演説会場	演壇	演説テーブル（個）	設備	照明		会場面積（平方メートル）	収容人員（人）	候補者等が納付すべき費用の額	施設名	演説会場	演壇	演説テーブル（個）	設備	照明		会場面積（平方メートル）	収容人員（人）	候補者等が納付すべき費用の額
					種類	形態									種類	形態			
[省略]									[省略]										
									[削除]	啓成公民館	大集会室	なし	1	いす・ござ	蛍光灯	常設	107	100	米子市公館条例（平成17年米子市条例第70号）別表に定めるところの使用料の額に相当する額
									[削除]	明道公民館	大集会室	なし	1	いす・ござ	蛍光灯	常設	114	70	
									[削除]	就将公民館	大集会室	なし	1	いす・ござ	蛍光灯	常設	100	70	
									[削除]	義方公民館	大集会室	なし	1	いす・ござ	蛍光灯	常設	144	100	
									[削除]	住吉公民館	大集会室	なし	1	いす・ござ	蛍光灯	常設	134	100	
									[削除]	車尾公民館	大集会室	なし	1	いす・ござ	蛍光灯	常設	106	100	
									[削除]	加茂公民館	大集会室	なし	1	いす・ござ	発光ダイオード	常設	124	100	
									[削除]	河崎公民館	大集会室	なし	1	いす・ござ	蛍光灯	常設	110	100	
									[削除]	福生東公民館	大集会室	なし	1	いす・ござ	蛍光灯	常設	109	100	

[削除]

福生西公民館	大集会室	なし	1	いす・ござ	蛍光灯	常設	134	100
福米東公民館	大集会室	なし	1	いす・ござ	蛍光灯	常設	134	100
福米西公民館	大集会室	なし	1	いす・ござ	蛍光灯	常設	134	100
彦名公民館	大集会室	なし	1	いす・ござ	蛍光灯	常設	110	100
夜見公民館	大集会室	なし	1	いす・ござ	蛍光灯	常設	110	100
富益公民館	大集会室	なし	1	いす・ござ	蛍光灯	常設	110	100
崎津公民館	大集会室	なし	1	いす・ござ	蛍光灯	常設	110	100
大篠津公民館	大集会室	なし	1	いす・ござ	蛍光灯	常設	110	100
和田公民館	大集会室	なし	1	いす・ござ	蛍光灯	常設	110	100
五千石公民館	大集会室	なし	1	いす・ござ	蛍光灯	常設	108	100
尚徳公民館	大集会室	なし	1	いす・ござ	蛍光灯	常設	108	100
永江公民館	大集会室	なし	1	いす・ござ	蛍光灯	常設	106	80
成実公民館	大集会室	なし	1	いす・ござ	蛍光灯	常設	108	100
巖公民館	大集会室	なし	1	いす・ござ	蛍光灯	常設	106	100
春日公民館	大集会室	なし	1	いす・ござ	蛍光灯	常設	107	100
大高公民館	大集会室	なし	1	いす・ござ	蛍光灯	常設	107	100
県公民館	大集会室	なし	1	いす・ござ	蛍光灯	常設	107	100

[削除]	[削除]	[削除]	[省略]	[省略]
[削除]	[削除]	[削除]	[省略]	[省略]
[削除]	[削除]	[削除]	[省略]	[省略]
[省略]	[省略]	[省略]	[省略]	[省略]

淀江公民館	大集会室	1	1	いす・こども	蛍光灯	常設	102	80
宇田川公民館	大集会室	1	1	いす・こども	蛍光灯	常設	180	130
大和公民館	大集会室	なし	なし	いす・こども	蛍光灯	常設	110	90

備考 表中の [ ] の記載は、注記である。

(米子市教育委員会事務局組織規則の一部改正)

第2条 米子市教育委員会事務局組織規則（平成17年米子市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前								
<p>(課及び担当の設置)</p> <p>第2条 事務局に、次のとおり課及び当該課に属する担当を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">こども政策課</td> <td style="width: 50%;"><u>学校政策担当</u> <u>義務教育学校準備担当</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[省略]</td> </tr> </table> <p>(こども政策課の所掌事務)</p> <p>第3条 こども政策課において所掌する事務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(7) [省略]</p> <p><u>(8) 義務教育学校の設置の準備に関すること。</u></p> <p><u>(9)～(11)</u> [省略]</p> <p>(生涯学習課の所掌事務)</p> <p>第7条 生涯学習課において所掌する事務は、次に掲げるとおりとする。</p>	こども政策課	<u>学校政策担当</u> <u>義務教育学校準備担当</u>	[省略]		<p>(課及び担当の設置)</p> <p>第2条 事務局に、次のとおり課及び当該課に属する担当を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">こども政策課</td> <td style="width: 50%;"><u>学校政策担当</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[省略]</td> </tr> </table> <p>(こども政策課の所掌事務)</p> <p>第3条 こども政策課において所掌する事務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(7) [省略]</p> <p>[新設]</p> <p><u>(8)～(10)</u> [省略]</p> <p>(生涯学習課の所掌事務)</p> <p>第7条 生涯学習課において所掌する事務は、次に掲げるとおりとする。</p>	こども政策課	<u>学校政策担当</u>	[省略]	
こども政策課	<u>学校政策担当</u> <u>義務教育学校準備担当</u>								
[省略]									
こども政策課	<u>学校政策担当</u>								
[省略]									

(1) 生涯学習の企画及び振興（ <u>公民館が行うものを除く。</u> ）に関する こと。 (2) [省略]	(1) 生涯学習の企画及び振興に関する こと。 (2) [省略] (3) <u>公民館に関すること（総合政策部地域振興課と共管）。</u>
[削除]	
備考 表中の [ ] の記載は、注記である。	

（米子市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部改正）

第3条 米子市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則（平成17年米子市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前				
（補助執行） 第3条 委員会は、次の表の左欄に掲げる事務を、同表の右欄に掲げる市長の補助機関である職員をして補助執行させる。	（補助執行） 第3条 委員会は、次の表の左欄に掲げる事務を、同表の右欄に掲げる市長の補助機関である職員をして補助執行させる。				
1～5 [省略]	1～5 [省略]				
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">6 住所異動（本市への転入又は本市内での転居に限る。）をする児童及び生徒に係る就学通知書の交付に関する事務</td> <td style="width: 50%;"> <u>市民生活部市民一課</u>に所属する職員            淀江支所地域生活課に所属する職員         </td> </tr> </table>	6 住所異動（本市への転入又は本市内での転居に限る。）をする児童及び生徒に係る就学通知書の交付に関する事務	<u>市民生活部市民一課</u> に所属する職員 淀江支所地域生活課に所属する職員	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">6 住所異動（本市への転入又は本市内での転居に限る。）をする児童及び生徒に係る就学通知書の交付に関する事務</td> <td style="width: 50%;"> <u>市民生活部市民課</u>に所属する職員            淀江支所地域生活課に所属する職員         </td> </tr> </table>	6 住所異動（本市への転入又は本市内での転居に限る。）をする児童及び生徒に係る就学通知書の交付に関する事務	<u>市民生活部市民課</u> に所属する職員 淀江支所地域生活課に所属する職員
6 住所異動（本市への転入又は本市内での転居に限る。）をする児童及び生徒に係る就学通知書の交付に関する事務	<u>市民生活部市民一課</u> に所属する職員 淀江支所地域生活課に所属する職員				
6 住所異動（本市への転入又は本市内での転居に限る。）をする児童及び生徒に係る就学通知書の交付に関する事務	<u>市民生活部市民課</u> に所属する職員 淀江支所地域生活課に所属する職員				
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">7 学校校区外就学許可申請、区域外就学願並びに市立学校に通学する児童及び生徒に係る保護者変更届の受付に関する事務</td> <td style="width: 50%;"> <u>市民生活部市民二課</u>に所属する職員         </td> </tr> </table>	7 学校校区外就学許可申請、区域外就学願並びに市立学校に通学する児童及び生徒に係る保護者変更届の受付に関する事務	<u>市民生活部市民二課</u> に所属する職員	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">7 学校校区外就学許可申請、区域外就学願並びに市立学校に通学する児童及び生徒に係る保護者変更届の受付に関する事務</td> <td style="width: 50%;"> <u>市民生活部市民課</u>に所属する職員         </td> </tr> </table>	7 学校校区外就学許可申請、区域外就学願並びに市立学校に通学する児童及び生徒に係る保護者変更届の受付に関する事務	<u>市民生活部市民課</u> に所属する職員
7 学校校区外就学許可申請、区域外就学願並びに市立学校に通学する児童及び生徒に係る保護者変更届の受付に関する事務	<u>市民生活部市民二課</u> に所属する職員				
7 学校校区外就学許可申請、区域外就学願並びに市立学校に通学する児童及び生徒に係る保護者変更届の受付に関する事務	<u>市民生活部市民課</u> に所属する職員				
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">8 小学校の体育施設の利用に係る許可申請の受付及び許可書の交付に関する事務</td> <td style="width: 50%;">           米子市公民館条例（平成17年米子市条例第70号）第2条第1項に規定する公民館（米子市中央公民館を除く。）の職員         </td> </tr> </table>	8 小学校の体育施設の利用に係る許可申請の受付及び許可書の交付に関する事務	米子市公民館条例（平成17年米子市条例第70号）第2条第1項に規定する公民館（米子市中央公民館を除く。）の職員	[新設]		
8 小学校の体育施設の利用に係る許可申請の受付及び許可書の交付に関する事務	米子市公民館条例（平成17年米子市条例第70号）第2条第1項に規定する公民館（米子市中央公民館を除く。）の職員				

備考 表中の [ ] の記載は、注記である。

(米子市公民館規則及び米子市学習等供用施設条例施行規則の廃止)

第4条 次に掲げる教育委員会規則は、廃止する。

- (1) 米子市公民館規則（平成17年3月米子市教育委員会規則第14号）
- (2) 米子市学習等供用施設条例施行規則（平成17年3月米子市教育委員会規則第15号）

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 28 号

米子市教育委員会事務専決及び代決規程の一部を改正する規  
程の制定について

米子市教育委員会事務専決及び代決規程の一部を改正する規程を次のよ  
うに定める。

令和 4 年 3 月 日

米子市教育委員会教育長 浦 林 実

米子市教育委員会規程第 号

米子市教育委員会事務専決及び代決規程の一部を改正する規程

米子市教育委員会事務専決及び代決規程（平成17年米子市教育委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第25条第4項の規定に基づき、米子市教育委員会教育長に対する事務の委任に関する規則（平成17年米子市教育委員会規則第8号）に基づく教育長の権限に属する事務を迅速に処理し、事務能率の向上を期し、かつ、内部的責任の範囲を明らかにするため、その事務の一部の処理を事務局長以下の職員に専決又は代決をさせることについて必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(専決事項)</p> <p>第3条 [省略]</p> <p><u>2 校長が専決をすることができる事項のうち別に定める事項については、共同学校事務室長が、専決をするものとする。</u></p> <p>別表（第3条関係）</p> <p>1 [省略]</p> <p>2 課長専決事項 共通専決事項～学校教育課長 [省略]</p> <p style="text-align: right;">[削除]</p> <p>学校給食課長 [省略]</p> <p>3 [省略]</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第25条第4項及び市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成17年米子市規則第12号。以下「補助執行規則」という。）第3条第4項の規定に基づき、米子市教育委員会教育長に対する事務の委任に関する規則（平成17年米子市教育委員会規則第8号）に基づく教育長の権限に属する事務及び補助執行規則第2条第2項第2号に規定する事務を迅速に処理し、事務能率の向上を期し、かつ、内部的責任の範囲を明らかにするため、その事務の一部の処理を事務局長以下の職員に専決又は代決をさせることについて必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(専決事項)</p> <p>第3条 [省略]</p> <p>[新設]</p> <p>別表（第3条関係）</p> <p>1 [省略]</p> <p>2 課長専決事項 共通専決事項～学校教育課長 [省略]</p> <p><u>生涯学習課長</u> <u>公民館の使用許可に関すること。</u></p> <p>学校給食課長 [省略]</p> <p>3 [省略]</p>

4 校長専決事項 (1)～(4) [省略]  [削除]	4 校長専決事項 (1)～(4) [省略] (5) <u>学校教職員に係る児童手当の認定に関すること。</u>
備考 表中の [ ] の記載は、注記である。	

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年4月1日付け組織機構の改正に伴う関係教育委員会規則及び米子市教育委員会事務専決及び代決規程の整備について

(整備の理由)

令和4年4月1日付け組織機構の改正により、こども政策課に義務教育学校準備担当を設置すること、公民館及び学習等供用施設に関する事務に係る権限を市長に移管すること、並びに教育委員会の権限に属する事務を補助執行させる市長の補助機関である職員を変更することに伴い、関係する教育委員会規則及び米子市教育委員会事務専決及び代決規程について、所要の整備を行おうとするものです。

(関係教育委員会規則の主な整備の内容)

1 米子市公職選挙法による個人演説会等の開催のための施設に関する規則の一部改正関係(第1条関係)

公民館の管理及び運営に関する事務に係る権限を市長に移管することに伴い、公職選挙法の規定により個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催するために使用する公営施設のうち、教育委員会が管理するものから、公民館を除くこととする。(別表関係)

2 米子市教育委員会事務局組織規則の一部改正関係(第2条関係)

(1) こども政策課に、「義務教育学校準備担当」を置くとともに、同課の所掌事務に、「義務教育学校の設置の準備に関する事務」を加えることとする。(第2条及び第3条関係)

(2) 公民館の管理及び運営に関する事務を市長の事務部局の所掌事務とすることに伴い、生涯学習課の所掌事務から、「公民館に関する事務」及び「公民館が行う生涯学習の企画及び振興に関する事務」を除くこととする。(第7条関係)

3 米子市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部改正関係(第3条関係)

(1) 住所異動をする児童及び生徒に係る就学通知書の交付に関する事務を補助執行させる市長の補助機関である職員のうち、「市民生活部市民課に所属する職員」を、「市民生活部市民一課に所属する職員」に改めることとする。(第3条の表の6の項関係)

- (2) 学校校区外就学許可申請、区域外就学願並びに市立学校に通学する児童及び生徒に係る保護者変更届の受付に関する事務を補助執行させる市長の補助機関である職員を、「市民生活部市民二課に所属する職員」に改めることとする。（第3条の表の7の項関係）
- (3) 小学校の体育施設の利用に係る許可申請書の提出は、公民館を經由して行わなければならないこととしているところ、公民館の管理及び運営に関する事務に係る権限を市長に移管し、公民館の職員は、市長が任命することとなることに伴い、その利用に係る許可申請の受付及び許可書の交付に関する事務については、公民館の職員に補助執行させることとする。（改正後第3条の表の8の項関係）
- 4 米子市公民館規則の廃止関係（第4条第1号関係）

公民館の管理及び運営に関する事務に係る権限を市長に移管することにより、米子市公民館条例の施行に関し必要な事項を定める規則は市長が定めることとなることから、教育委員会規則として定めた「米子市公民館規則」は、廃止することとする。
- 5 米子市学習等供用施設条例施行規則の廃止関係（第4条第2号関係）

学習等供用施設の管理及び運営に関する事務に係る権限を市長に移管することにより、米子市学習等供用施設条例の施行に関し必要な事項を定める規則は市長が定めることとなることから、教育委員会規則として定めた「米子市学習等供用施設条例施行規則」は、廃止することとする。
- 6 この規則は、令和4年4月1日から施行することとする。

(米子市教育委員会事務専決及び代決規程の主な整備の内容)

- 1 学校に、共同学校事務室を置くことに伴い、校長が専決をすることができる事項のうち別に定める事項については、共同学校事務室長が、専決をするものとする。（第3条関係）
- 2 公民館の管理及び運営に関する事務を市長の事務部局の所掌事務とすることに伴い、「公民館の使用許可に関すること。」のみを専決事項とする生涯学習課長の専決事項を削除することとする。（別表の2の項の生涯学習課長の項関係）
- 3 この規程は、令和4年4月1日から施行することとする。

## 議案第 29 号

特定社会教育機関の管理運営の基本的事項に係る規則の制定  
について、当教育委員会に協議があったことに対する回答に  
ついて

特定社会教育機関（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法第 162 号）第 23 条第 1 項第 1 号に規定する特定社会教育機関をいう。）の管理運営の基本的事項について必要な規則を定めることについて、同法第 33 条第 3 項の規定により、米子市長から協議のあった資料 1 及び資料 2 の規則については、異議がないものとする。

令和 4 年 3 月 18 日

米子市教育委員会教育長 浦 林 実

## 米子市公民館条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、米子市公民館条例（平成17年米子市条例第70号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(館長の任期)

第2条 非常勤の館長の任期は、2年とする。ただし、補欠の館長の任期は、前任者の残任期間とする。

2 館長は、再任されることができる。

(附属施設)

第3条 条例第2条第2項の規定により設ける附属施設は、別表の左欄に掲げる公民館について、同表の右欄に掲げるとおりとする。

(使用許可等の申請)

第4条 条例第5条第1項若しくは第2項又は第7条の許可（以下「使用許可等」という。）を受けようとする者は、公民館使用（変更）許可申請書（別記様式第1号）又は公民館特別設備等（変更）許可申請書（別記様式第2号）を市長に提出しなければならない。この場合において、市長は、使用許可等を行うに当たり必要と認める書類を添付させることができる。

(許可書の交付)

第5条 市長は、使用許可等をしたときは、公民館使用（変更）許可書（別記様式第1号。第8条第2項において「使用許可書」という。）又は公民館特別設備等（変更）許可書（別記様式第2号）を申請者に交付する。

(使用等の取消しの届出)

第6条 条例第9条第1項の規定による届出は、公民館使用（特別設備等）取消届出書（別記様式第3号）により行うものとする。

2 前項の届出書には、当該届出に係る事項に関し前条の規定により交付を受けた許可書を添付しなければならない。

(使用料の減免の申請)

第7条 条例第11条の規定による使用料の減額又は免除を受けようとする者は、公民館使用料減免申請書（別記様式第4号）を市長に提出しな

なければならない。

(使用料の還付の申請)

第8条 条例第12条ただし書の規定による使用料の還付を受けようとする者は、公民館使用料還付申請書（別記様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、使用許可書を添付しなければならない。

(遵守事項)

第9条 条例第15条の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 条例及びこの規則に違反しないこと。
- (2) 市長が条例第5条第3項の規定により付した条件に違反しないこと。
- (3) 他人に危害を加え、又は迷惑を掛けないこと。
- (4) 公民館の施設、設備又は器具（以下「施設等」という。）を汚損し、損傷し、滅失し、若しくは紛失し、又はこれらのおそれのある行為をしないこと。
- (5) 使用許可等を受けた公民館の施設等以外のものを使用しないこと。
- (6) 壁、柱等に貼り紙、くぎ打ち等をしないこと。
- (7) 所定の場所以外の場所において飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (8) 所定の場所以外の場所に出入りしないこと。
- (9) 市長の指定する者の指示に従うこと。
- (10) 火気の使用に当たっては、責任者を定めて火災予防に努め、その後始末をすること。
- (11) 公民館の施設等の使用又は利用を終えたときは、当該使用し又は利用した場所を清掃し、当該施設等を整理整頓して直ちに原状に回復すること。
- (12) 公民館の施設等の使用又は利用に係る事故の責任については、使用者又は利用者が負うこと。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

公民館の名称	附属施設
米子市明道公民館	多目的広場
米子市住吉公民館	多目的広場
米子市河崎公民館	多目的広場
米子市福生東公民館	多目的広場
米子市福生西公民館	多目的広場
米子市福米西公民館	多目的広場
米子市彦名公民館	多目的広場
米子市夜見公民館	多目的広場
米子市富益公民館	多目的広場
米子市崎津公民館	地区体育館 多目的広場
米子市大篠津公民館	地区体育館
米子市和田公民館	多目的広場
米子市成実公民館	地区体育館 多目的広場
米子市春日公民館	多目的広場
米子市県公民館	地区体育館 多目的広場

別記

様式第1号（第4条、第5条関係）

<p>米子市公民館使用（変更）許可申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>米子市長 様</p> <p style="text-align: right;">申請者 住所（所在地） 氏名（名称及び代表者氏名） （電話番号 ）</p> <p>次のとおり、米子市公民館の使用の（変更）許可を申請します。</p>					
使用の目的					
使用する日時	<p style="text-align: center;">年 月 日 午前・午後 時 分から 年 月 日 午前・午後 時 分まで</p>				
使用する施設					
利用予定人員	人				
持ち込んで使用する設備及び器具					
使用責任者	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 5px;">住所</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">氏名</td> <td style="padding: 5px; text-align: center;">（電話番号 ）</td> </tr> </table>	住所		氏名	（電話番号 ）
住所					
氏名	（電話番号 ）				
<p>米子市公民館使用（変更）許可書</p> <p>上記の申請について、使用（の変更）を許可します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">米子市長 <span style="float: right;">印</span></p>					
許可条件					
使用料	円				
<p>〔教示文記載〕</p>					

様式第2号（第4条、第5条関係）

<p>米子市公民館特別設備等（変更）許可申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>米子市長 様</p> <p style="text-align: right;">申請者 住所（所在地） 氏名（名称及び代表者氏名） （電話番号）</p> <p>次のとおり、米子市公民館の特別設備等の（変更）許可を申請します。</p>	
使用の目的	
使用する日時	<p>年 月 日 午前・午後 時 分から</p> <p>年 月 日 午前・午後 時 分まで</p>
特別の設備・設備の変更・器具の持込みの内容	
<p>米子市公民館特別設備等（変更）許可書</p> <p>上記の申請について、特別設備等（の変更）を許可します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">米子市長 印</p>	
許可条件	
<p>〔教示文記載〕</p>	

様式第3号（第6条関係）

<p>米子市公民館使用（特別設備等）取消届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>米子市長 様</p> <p style="text-align: right;">申請者 住所（所在地） 氏名（名称及び代表者氏名） （電話番号）</p> <p>次のとおり、米子市公民館の使用（特別設備等）を取り消したいので、届け出ます。</p>													
使用の目的													
使用を取り消す日時	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">年</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">月</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">日</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">午前・午後</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">時</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">分から</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年</td> <td style="text-align: center;">月</td> <td style="text-align: center;">日</td> <td style="text-align: center;">午前・午後</td> <td style="text-align: center;">時</td> <td style="text-align: center;">分まで</td> </tr> </table>	年	月	日	午前・午後	時	分から	年	月	日	午前・午後	時	分まで
年	月	日	午前・午後	時	分から								
年	月	日	午前・午後	時	分まで								
使用を取り消す施設													
使用を取り消す理由													
使用を取り消す特別設備等の内容													

様式第4号（第7条関係）

<p>米子市公民館使用料減免申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>米子市長 様</p> <p style="text-align: right;">申請者 住所（所在地） 氏名（名称及び代表者氏名） （電話番号 ）</p> <p>次のとおり、米子市公民館の使用料の減免を申請します。</p>			
使用の目的			
使用する日時	年 月 日	午前・午後	時 分から 時 分まで
使用する施設			
減免を申請する理由			
※  決定欄	（減免決定理由）	使用料	円
		減免額	円
		差引使用料	円
		減免年月日	年 月 日

備考 ※印欄は、記入しないでください。



## 米子市公民館条例施行規則の制定について

### (制定理由)

令和4年4月1日付けで、公民館に関する事務に係る権限を教育委員会から市長に移管することに伴い、米子市公民館条例の施行に関し必要な事項を定めようとするものです。

### (制定に当たっての考え方)

現在、米子市公民館条例の施行に関し必要な事項を定める規則（米子市公民館規則）は、教育委員会規則として定められている（平成17年米子市教育委員会規則第14号）。

この度、公民館の管理及び運営に関する事務に係る権限を市長に移管することに伴い、教育委員会規則である「米子市公民館規則」は廃止されるため、新たに、市長が定める規則として「米子市公民館条例施行規則」を定めることとする。

なお、教育委員会規則である「米子市公民館規則」の廃止については、本年3月18日に開催予定の教育委員会において審議される予定である。

### (制定内容)

#### I 概要

今回制定する規則の内容は、令和4年3月議会において可決された、米子市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の規定により、公民館の管理及び運営に関する事務に係る権限が教育委員会から市長に移管されることに伴い必然的に変更しなければならない部分（「教育委員会」を「市長」に改める。）を除き、現行の教育委員会規則としての「米子市公民館規則」の内容と同じものとしている（崎津公民館の附属施設について現状と合致した内容とする整理、押印の取扱いの見直しに伴う整備及び字句等の整理を除く。）。

#### II 説明

- 1 館長の任期について定めることとする。（第2条関係）
- 2 附属施設について定めることとする。（第3条関係）
- 3 使用許可等の申請及び許可書の交付について定めることとする。（第4条及び第5条関係）
- 4 使用等の取消しの届出、使用料の減免の申請及び使用料の還付の申請について定めることとする。（第6条から第8条まで関係）

- 5 遵守事項について定めることとする。（第9条関係）
- 6 この規則は、令和4年4月1日から施行することとする。

## 米子市学習等供用施設条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、米子市学習等供用施設条例（平成17年米子市条例第71号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用許可等の申請)

第2条 条例第3条第1項若しくは第2項（条例第12条第2項において準用する場合を含む。）、第5条又は第12条第1項ただし書の許可（以下「使用許可等」という。）を受けようとする者は、学習等供用施設使用（変更）許可申請書（別記様式第1号）、学習等供用施設特別設備等（変更）許可申請書（別記様式第2号）又は学習等供用施設内制限行為（変更）許可申請書（別記様式第3号）を市長に提出しなければならない。この場合において、市長は、使用許可等を行うに当たり必要と認める書類を添付させることができる。

(許可書の交付)

第3条 市長は、使用許可等をしたときは、学習等供用施設使用（変更）許可書（別記様式第1号）、学習等供用施設特別設備等（変更）許可書（別記様式第2号）又は学習等供用施設内制限行為（変更）許可書（別記様式第3号）を申請者に交付する。

(使用等の取消しの届出)

第4条 条例第7条第1項の規定による届出は、学習等供用施設使用（特別設備等）取消届出書（別記様式第4号）又は学習等供用施設内制限行為取消届出書（別記様式第5号）により行うものとする。

2 前項の届出書には、当該届出に係る事項に関し前条の規定により交付を受けた許可書を添付しなければならない。

(遵守事項)

第5条 条例第11条の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 条例及びこの規則に違反しないこと。
- (2) 市長が条例第3条第3項の規定により付した条件に違反しないこと。
- (3) 他人に危害を加え、又は迷惑を掛けないこと。
- (4) 条例第2条の学習等供用施設（以下「供用施設」という。）の施設、

設備又は器具（以下「施設等」という。）を汚損し、損傷し、滅失し、若しくは紛失し、又はこれらのおそれのある行為をしないこと。

- (5) 使用許可等を受けた供用施設の施設等以外のものを使用しないこと。
- (6) 壁、柱等に貼り紙、くぎ打ち等をしないこと。
- (7) 所定の場所以外の場所において飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (8) 所定の場所以外の場所に出入りしないこと。
- (9) 市長の指定する者の指示に従うこと。
- (10) 火気の使用に当たっては、責任者を定めて火災予防に努め、その後始末をすること。
- (11) 供用施設の施設等の使用又は利用を終えたときは、当該使用し又は利用した場所を清掃し、当該施設等を整理整頓して直ちに原状に回復すること。
- (12) 供用施設の施設等の使用又は利用に係る事故の責任については、使用者又は利用者が負うこと。

#### 附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別記

様式第1号（第2条、第3条関係）

<p>米子市学習等供用施設使用（変更）許可申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>米子市長 様</p> <p style="text-align: center;">申請者 住所（所在地） 氏名（名称及び代表者氏名） （電話番号）</p> <p>次のとおり、米子市学習等供用施設の使用の（変更）許可を申請します。</p>					
使用の目的					
使用する日時	<p style="text-align: center;">年 月 日 午前・午後 時 分から 年 月 日 午前・午後 時 分まで</p>				
使用する施設					
利用予定人員	人				
持ち込んで使用する設備及び器具					
使用責任者	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">住所</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">氏名</td> <td style="padding: 5px; text-align: center;">（電話番号）</td> </tr> </table>	住所		氏名	（電話番号）
住所					
氏名	（電話番号）				
<p style="text-align: center;">米子市学習等供用施設使用（変更）許可書</p> <p>上記の申請について、使用（の変更）を許可します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">米子市長 <span style="float: right;">印</span></p>					
許可条件					
<p>〔教示文記載〕</p>					

様式第2号（第2条、第3条関係）

米子市学習等供用施設特別設備等（変更）許可申請書 年 月 日 米子市長 様 申請者 住所（所在地） 氏名（名称及び代表者氏名） （電話番号 ） 次のとおり、米子市学習等供用施設の特別設備等の（変更）許可を申請します。	
使用の目的	
使用する日時	年 月 日 午前・午後 時 分から 年 月 日 午前・午後 時 分まで
特別の設備・設備の変更・器具の持込みの内容	
米子市学習等供用施設特別設備等（変更）許可書 上記の申請について、特別設備等（の変更）を許可します。 年 月 日 米子市長 <span style="float: right;">印</span>	
許可条件	
〔教示文記載〕	

様式第3号（第2条、第3条関係）

米子市学習等供用施設内制限行為（変更）許可申請書 <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">年 月 日</div> 米子市長 様 申請者 住所（所在地） 氏名（名称及び代表者氏名） （電話番号 ） 次のとおり、米子市学習等供用施設内における制限行為の（変更）許可を申請します。					
行為の目的 (行事の名称)					
行為の種別					
行為の日時	年 月 日 午前・午後 時 分から 年 月 日 午前・午後 時 分まで				
行為の場所					
行為の責任者	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">住所</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">氏名</td> <td style="padding: 5px; text-align: center;">(電話番号 )</td> </tr> </table>	住所		氏名	(電話番号 )
住所					
氏名	(電話番号 )				
行為の内容					
米子市学習等供用施設内制限行為（変更）許可書 上記の申請について、制限行為（の変更）を許可します。 年 月 日 <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">米子市長 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">印</span></div>					
許可条件					
[教示文記載]					

様式第4号（第4条関係）

米子市学習等供用施設使用（特別設備等）取消届出書 年 月 日 米子市長 様 申請者 住所（所在地） 氏名（名称及び代表者氏名） （電話番号 ） 次のとおり、米子市学習等供用施設の使用（特別設備等）を取り消したい ので、届け出ます。	
使用の目的	
使用を取り消す日時	年 月 日 午前・午後 時 分から 年 月 日 午前・午後 時 分まで
使用を取り消す施設	
使用を取り消す理由	
使用を取り消す特別設備等の内容	

様式第5号（第4条関係）

米子市学習等供用施設内制限行為取消届出書 年 月 日 米子市長 様 申請者 住所（所在地） 氏名（名称及び代表者氏名） （電話番号 ） 次のとおり、米子市学習等供用施設内における制限行為を取り消したいので、届け出ます。	
行為の目的 （行事の名称）	
行為の種別	
行為を取り消す日時	年 月 日 午前・午後 時 分から 年 月 日 午前・午後 時 分まで
行為を取り消す場所	
行為の責任者	住所
	氏名 （電話番号 ）
取り消す行為の内容	

## 米子市学習等供用施設条例施行規則の制定について

### (制定理由)

令和4年4月1日付けで、学習等供用施設に関する事務に係る権限を教育委員会から市長に移管することに伴い、米子市学習等供用施設条例の施行に関し必要な事項を定めようとするものです。

### (制定に当たっての考え方)

現在、米子市学習等供用施設条例の施行に関し必要な事項を定める規則（米子市学習等供用施設条例施行規則）は、教育委員会規則として定められている（平成17年米子市教育委員会規則第15号）。

この度、学習等供用施設の管理及び運営に関する事務に係る権限を市長に移管することに伴い、教育委員会規則である「米子市学習等供用施設条例施行規則」は廃止されるため、新たに、市長が定める規則として「米子市学習等供用施設条例施行規則」を定めることとする。

なお、教育委員会規則である「米子市学習等供用施設条例施行規則」の廃止については、本年3月18日に開催予定の教育委員会において審議される予定である。

### (制定内容)

#### I 概要

今回制定する規則の内容は、令和4年3月議会において可決された、米子市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の規定により、公民館の管理及び運営に関する事務に係る権限が教育委員会から市長に移管されることに伴い、学習等供用施設の管理及び運営に関する事務に係る権限についても市長に移管されることにより必然的に変更しなければならない部分（「教育委員会」を「市長」に改める。）を除き、現行の教育委員会規則としての「米子市学習等供用施設条例施行規則」の内容と同じものとしている（字句等の整理を除く。）。

#### II 説明

- 1 使用許可等の申請及び許可書の交付について定めることとする。（第2条及び第3条関係）
- 2 使用等の取消しの届出について定めることとする。（第4条関係）
- 3 遵守事項について定めることとする。（第5条関係）
- 4 この規則は、令和4年4月1日から施行することとする。

